

公立大学法人埼玉県立大学業務方法書（案）

（目的）

第一条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第二十二条第一項及び公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第 号）第二条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第二条 法人は、法第二十六条第一項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

（業務委託の基準）

第三条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第四条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第五条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

（その他）

第六条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この業務方法書は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。